

年金だより

ご存じですか？ 国民年金保険料の免除申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除などの受け付けは令和3年7月1日から開始しています。また、申請日から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除などの申請をすることができます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市役所の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

移動年金相談所

- 3月10日（木）南さつま市民会館 第1会議室
 - 3月17日（木）枕崎市市民会館 1階和室
 - 3月24日（木）指宿市役所 第1会議室
- ※相談時間は各会場、午前10時～午後3時

※年金相談は、完全予約制のため、事前に鹿児島南年金事務所へ予約してください。その際、基礎年金番号を尋ねられますので、年金手帳や年金証書をお手元に準備してください。

【問】 市民生活課 市民係 支所 市民生活係

鹿児島南年金事務所 ☎ 099-251-3111 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

シリーズ 介護予防

すてきな地域活動⑥

買い物（移動販売）ついでにお茶飲み会♪

Q. お茶飲み会が始まったきっかけはなんですか？

1年半くらい前から移動販売車が家の庭に来ています。「お茶を飲んで行かんね〜？」がきっかけで、移動販売で買ったものなどを持ち寄りして、週に1回こうして集まるようになりました。

Q. 週に1回の移動販売の後のお茶飲み会はいかがですか？

普段はどこにも行かないし、話をするのも少ないので、みんなで集まって、お茶を飲みながら語るの楽しいですよ。

移動販売のスタッフの方と話したり、何をかうかを考えたりするのも刺激になります。

若い頃から近所付き合いがありましたし、子育てをする頃は子守りをしてもらったり。昔からのつながりがあるから、今でもこうして集まってお茶飲み会が続けられるのかなと思っています。これからも楽しく続けていけたらと思っています。

「ついで」の通いの場。気の合う仲間と気軽に集まりませんか？



地域のみならず介護予防！

一緒に取り組んでみませんか？

貯筋運動・自主グループ立ち上げ相談は、市民生活課 長寿介護課地域包括ケア係

☎ 0993-56-1111 へお気軽にご相談ください。（少人数の支援もOKです）



子どもサポート情報

契約内容をよく確認！ 定期購入トラブルに注意



事例

動画投稿サイトで「実質無料初回 送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。

商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。支払い総額は、約2万5千円となる。高校生なので支払えない。

（当事者：高校生 男性）

ひとことアドバイス

- 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- 注文する際には、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど、注意が必要です。
- 未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります。困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください（消費者ホットライン188）。

【お問い合わせ】 南九州市消費生活センター（知 商工観光課内）